

**『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表**

新（平成31年3月15日以降適用）

旧（平成30年3月15日以降適用）

（別紙1）省略

（別紙1）省略

（別紙2）省略

（別紙2）省略

**国土交通省登録技術者資格**

別紙3

（平成31年3月15日以降適用）

**国土交通省登録技術者資格**

別紙3

（平成30年3月15日以降適用）

資格が対象とする区分※1							
番	施設分野	業務	知識・技術を求める者※	資格の名称	資格付と事業又は事務を行う者の名刺	登録時期※	登録番号
1	土木機械設備	診断	管理技術者	RCCM(機械)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第51号
2	土木機械設備	診断	管理技術者	1級ポンプ施設管理技術者	(一社)河川ポンプ施設技術協会	第2回	第52号
3	公園施設(遊具)	点検	管理技術者	公園施設点検管理士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第53号
4	公園施設(遊具)	点検	担当技術者	公園施設点検技士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第54号
5	公園施設(遊具)	診断	管理技術者	公園施設点検管理士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第55号
6	公園施設(遊具)	診断	担当技術者	公園施設点検技士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第56号

資格が対象とする区分※1							
番	施設分野	業務	知識・技術を求める者※	資格の名称	資格付と事業又は事務を行う者の名刺	登録時期※	登録番号
1	土木機械設備	診断	管理技術者	RCCM(機械)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第51号
2	土木機械設備	診断	管理技術者	1級ポンプ施設管理技術者	(一社)河川ポンプ施設技術協会	第2回	第52号
3	公園施設(遊具)	点検	管理技術者	公園施設点検管理士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第53号
4	公園施設(遊具)	点検	担当技術者	公園施設点検技士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第54号
5	公園施設(遊具)	診断	管理技術者	公園施設点検管理士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第55号
6	公園施設(遊具)	診断	担当技術者	公園施設点検技士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第56号

（合計288資格）

（合計251資格）

- > 別紙3に、登録番号第252号～第288号の37資格を追加
- > 「別表」の施設分野等の順に合せ並びを変更

**『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表**

新（平成31年3月15日以降適用）

旧（平成30年3月15日以降適用）

別表

(一)点検・診断等業務

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
土木機械設備	診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	土木機械設備の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
公園施設(遊具)	点検	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術
堤防・河道	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
下水道管路施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	下水道管路施設の点検・診断業務を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な点検・診断手法を選定する能力、異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力
	点検	業務を担当する者(担当技術者)	下水道管路施設の点検を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異状箇所を記録する技術
砂防設備	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
地すべり防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	急傾斜地崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
海岸堤防等	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	海岸堤防等の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
橋梁(鋼橋)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(鋼橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(鋼橋)の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術

別表

(一)点検・診断等業務

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
土木機械設備	診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	土木機械設備の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
公園施設(遊具)	点検	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術
堤防・河道	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
下水道管路施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	下水道管路施設の点検・診断業務を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な点検・診断手法を選定する能力、異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力
	点検	業務を担当する者(担当技術者)	下水道管路施設の点検を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異状箇所を記録する技術
砂防設備	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
地すべり防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	急傾斜地崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
海岸堤防等	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	海岸堤防等の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
橋梁(鋼橋)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(鋼橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(鋼橋)の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術

**『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表**

新（平成31年3月15日以降適用）

旧（平成30年3月15日以降適用）

追加

追加

施設分野等	資格が対象とする区分		必要な知識・技術
	業務	知識・技術を求める者	
橋梁(コンクリート橋)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(コンクリート橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(コンクリート橋)の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
トンネル	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
道路土工構造物(土工)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路土工構造物の点検業務の実施にあたり、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路土工構造物の診断業務の実施にあたり、国が定める道路土工構造物点検要領に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	シェッド・大型カルバート等の点検業務の実施にあたり、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	シェッド・大型カルバート等の診断業務の実施にあたり、国が定めるシェッド・大型カルバート等定期点検要領に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
舗装	点検	業務を担当する者(担当技術者)	舗装の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	舗装の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
小規模附属物	点検	業務を担当する者(担当技術者)	小規模附属物の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	小規模附属物の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
港湾施設	計画策定(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	港湾施設の維持管理計画策定業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	港湾施設の点検・診断業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	設計(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	港湾施設の維持・修繕設計業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第二条及び第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力

施設分野等	資格が対象とする区分		必要な知識・技術
	業務	知識・技術を求める者	
橋梁(コンクリート橋)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(コンクリート橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(コンクリート橋)の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
トンネル	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
		<b>(新規)</b>	
		<b>(新規)</b>	
舗装	点検	業務を担当する者(担当技術者)	舗装の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	舗装の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
小規模附属物	点検	業務を担当する者(担当技術者)	小規模附属物の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	小規模附属物の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
港湾施設	計画策定(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	港湾施設の維持管理計画策定業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	港湾施設の点検・診断業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	設計(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	港湾施設の維持・修繕設計業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第二条及び第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力

**『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表**

新（平成31年3月15日以降適用）

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
空港施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法規等に加え、的確な点検・診断手法により、異常の程度を適切に評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	設計(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法令等に加え、設計条件を整理し、的確に設計へ反映するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力

この表中の公園施設(遊具)とは、都市公園法施行令第五条に規定する遊戯施設(ただし、建築基準法施行令第三百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる遊戯施設を除く。)のうち、主として子供の利用に供することを目的として、地面に固定されているものをいう。

(別表 (二) 計画・調査・設計業務) 省略

旧（平成30年3月15日以降適用）

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
空港施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法規等に加え、的確な点検・診断手法により、異常の程度を適切に評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	設計(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法令等に加え、設計条件を整理し、的確に設計へ反映するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力

この表中の公園施設(遊具)とは、都市公園法施行令第五条に規定する遊戯施設(ただし、建築基準法施行令第三百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる遊戯施設を除く。)のうち、主として子供の利用に供することを目的として、地面に固定されているものをいう。

(別表 (二) 計画・調査・設計業務) 省略